

近畿双松会 会則

2022（令和4）年1月1日改訂

改訂箇所：赤字

【名称】

第1条 本会は近畿双松会と称する。

【会員】

第2条 本会は次の会員により組織する。

1. 近畿地区に在住する旧制島根県立松江中学校、新制島根県立松江高等学校及び松江北高等学校の卒業生及び之に準ずる者。
2. 近畿地区在住者以外の双松会員で入会を希望する者。
3. 教職員であった者で近畿地区に在住する者。

【目的】

第3条 会員相互の交誼、親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

1. 年次総会と懇親会の開催。
2. 年次会報の発行、ホームページの運営などの会員への情報提供。
3. 周年記念事業、各種親睦行事、講演会等の開催。
4. 会員名簿の管理。
5. その他本会の目的達成に必要な事業。

【役員】

第5条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 会長 1名
2. 常任顧問及び顧問 若干名
3. 副会長 若干名
4. 事務局長 1名
5. 常任幹事 若干名
6. 幹事 各期1名以上
7. 監事 2名

【役員を選任】

第6条 役員は次の通り選出する。

1. 会長は、正副会長及び常任顧問、顧問の合議により会員の中から推薦し、役員会及び総会に報告し承認を受ける。
2. 常任顧問、顧問は会長が推薦し、役員会及び総会に報告し承認を受ける。
3. 副会長、監事は会長が会員の中から委嘱し、総会の承認を受ける。
4. 事務局長は会長が副会長の中から委嘱する。
5. 常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。
6. 幹事は会員の中から会長が委嘱する。

【役員職務】

第7条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 常任顧問、顧問は会長ならびに役員会の諮問に応じ、会務について意見を具申する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
4. 事務局長は会長の指示をうけ、会務の運営・執行にあたる。
5. 常任幹事は会務の運営・執行を分担する。
6. 幹事は各期を代表し、会員との連絡にあたる。
7. 監事は本会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

【役員会】

第8条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、次の通り開催する。

1. 会長が、毎年1月を基本として召集する。
2. 役員会は、役員を選出、事業報告と決算（見込み）、事業計画と予算、会則の改訂、その他会の運営に関わる重要事項を審議する。
3. 会長は、必要あるときは臨時に役員会を召集することができる。
4. 役員会の議決は、会長の判断により書面表決、または電磁的方法によりおこなうことができる。

【総会】

第9条

総会は次の通り開催する。

1. 通常総会は原則として毎年11月に開催する。
2. 総会には役員を選出、予算、決算、会則の改訂、その他の会務を報告し承認を受ける。
3. 総会と同時に懇親会、講演会等を開催する。
4. 会長は、必要あるときは役員会の承認を得て臨時総会を召集することができる。
5. やむをえぬ事情で通常総会・臨時総会が開催できない場合は、役員会の議決をもって総会の承認とみなし、直近の総会に報告するものとする。

【事務局】

第10条

本会に、第4条に定める事業を推進するため、事務局を置く。

1. 事務局は第7条の常任幹事を核とする役員有志をもって構成し、事務局長が統括する。
2. 事務局長は、適時「事務局会議」を開催し、会務が円滑に運営・執行されるよう努める。

【会計】

第11条

本会の会計に関する諸事項は次の通りとする。

1. 本会は、第4条に定める事業を推進するため、運営費、寄附金、広告その他の協力を会員に仰ぐ。
2. 運営費等の詳細については、つど役員会に報告し、承認を受ける。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会則の改訂】

第12条

この会則の改訂は、第8条の2、第9条の2で定める通り、役員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

【附則】

1. 本会則は令和4年1月1日に改訂し同日付けで適用する。
2. 事務局は会則改訂に関連して、移行措置が必要となった場合は適切な対策を講じ、重要な事項は適宜役員会に報告するものとする。
3. 改訂記録（判明分のみ）

令和4年1月1日改訂

平成24年11月10日改訂（平成25年4月1日適用）

平成12年11月20日改訂

平成9年11月9日改訂

平成4年11月28日改訂

昭和63年11月18日改訂

昭和61年11月14日改訂

昭和58年11月24日改訂

以上

【運営覚書】

1. 設立年月日：設立（戦後の再開）総会のおこなわれた昭和33年10月25日とする。
2. 所在地：事務局は当分の間、大阪市西区江戸堀1-21-35(株)トーヨーコーポレーション内に置く。
3. 第2条1の「近畿地区」：
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の二府四県を称す。
4. 同、「準ずる者」：

在籍はしたが転校などにより卒業はしなかった者などを称す。

5. 同条関連：卒業後6年以内の者を「学生世代会員」として遇する。
6. 第4条3の「周年記念事業」：
5年単位を基本として行うことを目標とする。
7. 同条4の「会員名簿の管理」：
 - ①双松会名簿「双松」を基本とし、近畿地区在住会員の管理に不断に努める。
 - ②居所不明、あるいは会員自身（ご家族含む）からのご連絡があった場合は各案内を差し止める。
8. 第8条関連：総会・懇親会には「学生世代会員」を招待するよう努める。
9. 第11条2の「運営費」：
 - ①主として日常の会員との諸連絡等の事務費、および年次会報発行費に充当する。
 - ②運営費は、当分の間、一口1,000円とし、年三口を標準に会員に協力を仰ぐ。
 - ③運営費、ならびに寄付・広告等でご協力をいただいた会員には年次会報を贈呈し、お名前を各資料に掲載して感謝の意を表する
 - ④「学生世代会員」には、運営費、及び寄附を求めない。
10. その他：懇親会、各種行事の参加費等の費用は、つどの参加者の自己負担を原則として運営する。

以上